鹿児島県公報

平成30年11月2日(金)第3465号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の変更
- ○林業種苗法に基づく指定採取源の指定 (森林経営課取扱い)2
- ○保安林の指定の解除
- (森づくり推進課取扱い) 2

(学事法制課取扱い) 1

- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- ○介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止
- (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退
 - (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可
- (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- (高齢者生き生き推進課取扱い) 4

○県営土地改良事業の計画の変更

(農地整備課取扱い) 4

○公共測量の実施(2件)

(監理課取扱い) 4

○道路の位置指定

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4

告

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

(商工政策課取扱い) 5

○開発行為に関する工事の完了公告(2件)

(建築課取扱い) 6

選挙管理委員会規則

○公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則(※)

公

- (選挙管理委員会取扱い) 6
- ○鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則(※) (選挙管理委員会取扱い)7

告示

鹿児島県告示第980号

鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり変更した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

開示申出をつきる個人情報	することがで 報の内容	開示申出を	開示申出をすることが	多	変更の内容	
試験等の名 称	開示する内 容	できる期間	できる場所	変更事項	変更前	変更後
准看護師試	総合得点	合格発表の	くらし保健	開示申出を	保健福祉	くらし保
験		日から起算	福祉部保健	することが	部保健医	健福祉部
		して1月間	医療福祉課	できる場所	療福祉課	保健医療
			医療人材確			福祉課医

		保対策室		療人材確
				保対策室
調理師試験	総得点及び	くらし保健	保健福祉	くらし保
	科目別得点	福祉部健康	部健康増	健福祉部
		増進課又は	進課又は	健康増進
		受験願書を	受験願書	課又は受
		提出した保	を提出し	験願書を
		健所	た保健所	提出した
				保健所
毒物劇物取	総合得点及	くらし保健	保健福祉	くらし保
扱者試験	び科目別得	福祉部薬務	部薬務課	健福祉部
	点	課		薬務課
登録販売者	総合得点及	くらし保健	保健福祉	くらし保
試験	び科目別得	福祉部薬務	部薬務課	健福祉部
	点	課		薬務課
介護支援専	総得点及び	くらし保健	保健福祉	くらし保
門員実務研	分野別得点	福祉部高齢	部介護福	健福祉部
修受講試験		者生き生き	祉課	高齢者生
		推進課介護		き生き推
		保険室		進課介護
				保険室

鹿児島県告示第981号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

指	定番号	指定年月	指定採取	樹種	所在場所	本数及び面	所有者等の氏
		П	源の種別			積	名及び住所
30-	- 1	平成30年	普通母樹	すぎ	霧島市福山町福	200本	砂田マツ子
		11月2日	林		沢砂走段4690番	0.0911ヘク	霧島市福山町
					38	タール	福沢4488

鹿児島県告示第982号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大島郡与論町大字立長字宮利2556番3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び与論町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第983号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業 所		申 請 者		* + 7	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	の種類
訪問介護ステー	鹿屋市田崎町	有限会社タカク	鹿屋市白崎町18	末吉 順子	平成30年	訪問介護
ションたさき	2815 — 1	ラ	番26号		10月1日	
デイサービスい	鹿屋市田崎町	有限会社タカク	鹿屋市白崎町18	末吉 順子	平成30年	通所介護
ち・に・さん	2837番地 7	ラ	番26号		10月1日	
地域密着型特別	薩摩川内市祁答	社会福祉法人三	薩摩川内市祁答	川田 篤子	平成30年	短期入所
養護老人ホーム	院町上手500番	蔵会	院町上手500番		10月1日	生活介護
おおむら園	地 7		地 7			

鹿児島県告示第984号

介護保険法(平成9年法律第123号)第99条第2項の規定により,介護老人保健施設から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

	施	設		介護老人保健施設の開設者				11. 18 =
名	称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
介護老	人保健施	志布志市志布志	医療法力	人左右会	志布志市志布志	橋口 渡	平成30年	介護保健
設とうこ	_"	町志布志一丁目			町志布志一丁目		9月30日	施設サー
		11番12号			11番12号			ビス

鹿児島県告示第985号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

施	設	指定介護	指定介護療養型医療施設の開設者			サービス
名称		₽ £h	主たる事務所の	代表者の氏	辞退年月	の種類
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の性親
立志病院	薩摩郡さつま町	医療法人立翔会	薩摩郡さつま町	立志 公和	平成30年	介護療養
	湯田1502番地10		湯田1502番地10		9月30日	施設サー
						ビス

鹿児島県告示第986号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の 開設を許可した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

施	設	介		サービス		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	許可年月 日	の種類
介護医療院とうご	志布志市志布志 町志布志一丁目	医療法人左右会	志布志市志布志 町志布志一丁目	橋口 渡	平成30年 10月1日	介護医療院サービ
	11番12号		11番12号			ス

鹿児島県公報

立志クリニック	薩摩郡さつま町	医療法人立翔会	薩摩郡さつま町	立志	公和	平成30年	介護医療
介護医療院	湯田1502番地10		湯田1502番地10			10月1日	院サービ
							ス

鹿児島県告示第987号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	美 所		申 請 者		化点左口	TF 18 =
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
有 你	77 11 11	和 你	所在地	名	Н	が性規
地域密着型特別	薩摩川内市祁答	社会福祉法人三	薩摩川内市祁答	川田 篤子	平成30年	介護予防
養護老人ホーム	院町上手500番	蔵会	院町上手500番		10月1日	短期入所
おおむら園	地 7		地 7			生活介護

鹿児島県告示第988号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により,土地改良事業県営農地環境整備(旧:農地環境整備(一般型))(区画整理)阿嶽地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成30年11月5日から同年12月3日まで
- 3 縦覧場所
 - 中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第989号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 平成30年10月22日から平成31年1月17日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市上高隈町瀬戸野地内

鹿児島県告示第990号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 平成30年10月22日から平成31年3月15日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町大字麓 (麓第一土地区画整理事業地区)

姶良•伊佐地域振興局告示第21号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の 位置を指定した。

平成30年11月2日

姶良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	足	各	
月日日	中間有の任別及い 氏名	位	置		延	長	幅	員
	八名	1 <u>1/.</u>	匡.		(メー	トル)	(メー	トル)
平成30年	鹿児島市鴨池新町	姶良市平松	字前畑3	013番		24.85	4.00	~ 5.88
10月12日	40番 1 -805号	3及び8331	番の一音	『並び				
	髙山絵美	に字六反田	8589番⊄	一部				

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成 30年11月2日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務 企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年11月2日から4月以内に、鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー加治木店
 - 姶良市加治木町本町180番地
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及 び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島市南栄三丁目14番地

- 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗 鹿児島市南栄三丁目14番地
- (2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物敷地南東側隔地 76台

イ 変更後 第1駐車場 建物1階 35台 第2駐車場 建物敷地東側隔地 4台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物北側 85平方メートル

変更後 荷さばき施設1 建物北西側 39平方メートル 荷さばき施設 2 建物南東側 49平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物北側 10立方メートル 廃棄物等保管施設2 建物北側 6立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設1 建物南東側 3立方メートル 廃棄物等保管施設2 建物南東側 2立方メートル

廃棄物等保管施設3 建物南東側 2立方メートル

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 1 箇所 敷地北側

鹿児島県公報

イ 変更後 第1駐車場 2箇所 西側

第2駐車場 1箇所 敷地西側

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 24時間

- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1) 平成30年5月16日
 - (2) 2の(2), (3), (4), (5)及び(6) 平成31年6月19日
- 4 届出年月日

平成30年10月18日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

垂水市本城字渕ノ上1724番 1 並びに字三野下1749番 7, 1749番 8, 1750番 1 及び1750番 8の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市本城3908番地1

エスオーシー株式会社

代表取締役 草間茂行

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(3工区)

垂水市浜平字中村2035番3,2035番5,2035番6,2035番7,2035番8の一部,2035番11の一部,2036番2,2036番4,2036番5の一部,2036番6の一部,2036番7の一部,2037番2の一部,2037番3の一部,2059番1の一部,2064番1,2064番3の一部,2064番4の一部,2064番5の一部,2036番6地先水路の一部及び2057番3地先海岸の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市上町114番地

垂水市土地開発公社

理事長 尾脇雅弥

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年11月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程(昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。 第9条中「第3号」を「第4号」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法及び同法施行令実施規程の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される鹿児島県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙 運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動 用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(平成6年鹿児島県選挙管理委員会 規則第2号)の一部を次のように改正する。

日執行 鹿児島県知事選挙 月 別記第1号様式その2中 即」を 候補者 年 月 日執行 選挙(選挙区) · 印 ₋ に改める。 候補者 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙 別記第2号様式その2中 候補者 臼 I 年 月 日執行 選挙(選挙区) に改める。 候補者 別記第3号様式その2中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、 「1 選挙の名称 日執行 鹿児島県知事選挙 1 年 月 Γ1 選挙の名称 選挙区)」 に改める。 選挙(月 日執行 年 月 日 別記第5号様式その1中 年 日執行 鹿児島県知事選挙 | 月 年 月 日 に改め、同様式その1 選挙(選挙区) | 年 月 日執行 備考4(1)中「枚数 160,000枚」を「枚数 枚」に改める。 別記第6号様式その2中 「3 選挙の名称 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙」を 「3 選挙の名称 年 月 日執行 選挙(選挙区)」に改める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。